

酒類卸売業免許の分離分割及び営業の譲受けの場合の免許審査項目一覧表

法令解釈通達第2編第9条《酒類の販売業免許》第1項関係 12《酒類卸売業免許の取扱い》(1)(全酒類卸売業者の分離分割に対する全酒類卸売業免許の取扱い)及び15《営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い》の規定による免許処理における審査項目は基本的には新規の場合の審査項目と同じですが、新規の場合の「需給調整要件の検討」に替えて、次の事項を審査することとさせていただきます。

審 査 項 目		該 当 条 項 等
分離分割の場合の要件等	分 離 分 割 の 形 態	<ul style="list-style-type: none"> ・酒税法9条 ・法令解釈通達2編9条1項12(1)
	「分離分割」とは、既存の全酒類卸売業者から分離し、又は既存の全酒類卸売業者を分割して2以上の全酒類卸売業者となる場合をいう。	
	申請販売場の位置が、分離又は分割前の販売場の位置と同一であり、その場所において全酒類卸売業を引き続き行うこと	
	分離母体である既存の全酒類卸売業者の残存販売場ごとの年平均販売見込数量及び分離主体である申請者の分離販売場ごとの年平均販売見込数量又は分割主体である申請者の分割販売場ごとの年平均販売見込数量(残存販売場、分離販売場又は分割販売場が2場以上ある場合には、その1場当たりの平均の年平均販売見込数量)が100キロリットル以上であること なお、既存の全酒類卸売業者で内部的に紛争等があり、分離又は分割することによって経営の合理化が図られると認められるときには、年平均販売見込数量を3分の2に引き下げ免許の可否を判定する。	
	分離主体である申請者又はその役員が、分離母体である既存の全酒類卸売業者の役職員となっていないこと (注) 申請者又はその役員が分離母体である既存の全酒類卸売業者の役職員の地位にあるときは、その地位を退いた後でなければ、免許は付与しない。	
分離主体である申請者と分離母体である既存の全酒類卸売業者との間における貸借関係が一切清算されていること、又は清算方法が完全に講ぜられていること		
営業譲受けの場合の要件等	営 業 の 譲 受 け の 形 態	<ul style="list-style-type: none"> ・酒税法9条 ・法令解釈通達2編9条1項15
	「営業の譲受け」とは、酒類販売業を行う目的のために組織化され、有機的一体として機能する財産(得意先関係等の経済的価値のある事実関係を含む。)の全部又は重要な一部を譲渡し、譲渡者の営業的活動を承継させることにより、当該譲渡者が競業避止義務を負う結果を伴うものをいう。	
	新規の酒類卸売業免許の申請書の提出に併せて、それまで営業をしてきた既存の販売場(以下「既存販売場」という。)に係る酒類販売業免許の取消申請書が同時に出されていること	
	当該申請が第10条の1<申請者等に関する人的要件>及び同条第10号関係の1<「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義>に定める要件を満たしていること	
	既存販売場が休業場でないこと	
	卸売及び小売することが認められる酒類販売業免許にあっては、卸売に係る販売実績が休業場の基準に該当しないこと	
既存販売場と同じ場所において営業がなされること		